

奈良県告示第三百八十九号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）
第九条第一項の規定により次のとおり特定希少野生動植物の指定をするので、同条第六
項の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

希少野生動植物の名称

- 一 カスミサンショウウオ（サンショウウオ科）
- 二 ナゴヤダルマガエル（アカガエル科）
- 三 ニッポンバラタナゴ（コイ科）
- 四 コサナエ（サナエトンボ科）
- 五 ヒメタイコウチ（タイコウチ科）
- 六 ヒメイノモトソウ（イノモトソウ科）
- 七 オオミネイワヘゴ（オシダ科）
- 八 キレンゲシヨウマ（ユキノシタ科）
- 九 カツラギグミ（グミ科）
- 十 カワゼンゴ（セリ科）
- 十一 ニセツクシアザミ（キク科）
- 十二 ツクシガヤ（イネ科）